

第1回 横浜市青葉区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会 議事録	
日 時	令和7年12月2日（火） 午後3時から午後4時15分まで
開 催 場 所	青葉区役所4階405会議室
出 席 者	<p>【選定委員会委員】</p> <p>委員長 北島 洋美（日本体育大学） 委員 江口 一生（東京地方税理士会緑支部） 　　蕪木 泉（青葉区連合自治会長会） 　　島 美奈子（特定非営利活動法人ワーカーズコレクティブパレット） 　　鈴木 智香子（認定特定非営利活動法人街カフェ大倉山ミエル） 　　中村 喜代枝（青葉区老人クラブ連合会） 　　平野 香菜（青葉区民生委員児童委員協議会） 　　武藤 恵江（特定非営利活動法人中途障害者活動センター青葉の風）</p> <p>【事務局】</p> <p>青葉区福祉保健センター担当部長 今井 健太郎 青葉区福祉保健課長 大崎 浩樹 青葉区福祉保健課事業企画担当係長 三原 和真 青葉区福祉保健課事業企画担当 平方 遥子</p>
欠 席 者	なし
開 催 形 態	一部非公開（公募要項の内容（選定基準及び選定手続きの細目を含む）を非公開）（傍聴者0人）
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定管理者の選定及び選定委員会について 2 委員長及び職務代理人選任について 3 委員会の公開・非公開について 4 公募要項について 5 選定方法及び最低制限基準について 6 面接審査の実施について
決 定 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長に北島委員を選出、委員長職務代理人に鈴木委員を指名。 2 第1回及び第2回選定委員会審議事項のうち、次に関する部分を非公開とすることを決定。 <ul style="list-style-type: none"> 第1回 公募要項の内容（選定基準及び選定手続きの細目含む）について 第2回 指定管理者の選定に関する審査のうち応募団体の面接審査 指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）及び次点候補者の選定に関する審査及び指定候補者の選定 3 指定管理者選定スケジュールについて、事務局案のとおり決定。 4 公募要項等について、事務局案のとおり決定。 5 評価基準、採点方法及び審査方法等について、事務局案のとおり決定。

1 指定管理者の選定及び選定委員会について

(事務局)

次の事項について説明。

- ・指定管理者制度
- ・指定管理者選定の概要
- ・地域ケアプラザの業務
- ・主なスケジュール

2 委員長選出及び委員長職務代理人選任について

横浜市青葉区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱第6条第1項に基づき、委員長に北島委員を選出。

同要綱第6条第3項に基づき、委員長が職務代理人に鈴木委員を指名。

3 委員会の公開・非公開について

(事務局)

公開することにより適正な審査が阻害されることから、次の審議事項は非公開とする事務局案について説明。

【第1回選定委員会】

- ・公募要項の内容（選定基準及び選定手続の細目を含む）について

【第2回選定委員会】

- ・指定管理者の選定に関する審査のうち、応募団体の面接（ヒアリング）
- ・指定候補者の選定に関する審査及び指定広報車の選定

(委員長)

特に意見がなければ、事務局案のとおりでよろしいか。

(委員)

異議なし。

4 公募要項について

(事務局)

公募要項その他関係書類案の記載内容及び選定スケジュールについて、資料のとおり事務局案を説明。

(委員)

自主事業A型とは、子ども食堂、学習支援といったものか。

(事務局)

地域ケアプラザがそれらの事業を実施するとなれば、指定管理業務内の自主事業に当たると考えられる。自主事業A型に当たるものとしては、地域ケアプラザの施設内に訪問看護事業、介護保険計画の相談事業所を設置する、等が考えられ

る。福祉保健目的外の内容であればB型となる。

(委員)

一つの自主事業を、指定管理業務の自主事業と、指定管理業務以外の自主事業の両方で評価するわけではないという理解でよいか。

(事務局)

一つの自主事業を両方で評価するわけではない。事業計画書上でそれぞれの欄に同一の自主事業が記載されていても、片方で評価することになる。どちらに該当するかは、ヒアリングで確認する。

(委員)

自主事業B型で、例えば莫大な利益を得るような事業内容だったとしても問題ないのか。

(事務局)

指定管理業務以外ではあっても、地域ケアプラザを使用しての事業となるので、実施する際には市への事前申請が必要となる。本来的な地域ケアプラザの機能が損なわれることがないように、市として内容を審査し、実施可否を判断する。

(委員)

自主事業（指定管理業務以外）は、収支予算書のどこに計上されるのか。

(事務局)

自主事業（指定管理業務以外）は、指定管理料と区別するため、収支予算書には計上しない。応募団体には応募説明会でその旨を説明する。

(委員長)

特に意見がなければ、事務局案のとおりでよろしいか。

(委員)

異議なし。

5 選定方法及び最低制限基準について

(事務局)

次のとおり事務局案を説明

○評価基準

- ・公募要項19頁に記載のとおり。

○評価方法

- ・応募団体から提出された応募書類及び面接審査等を受けて、評価項目1～6の評価は5段階で評価を行い、各項目の評価結果にそれぞれ係数を乗じて、項目の評価点を算出する。
- ・評価項目7は4段階で採点を行い、係数を乗じて項目の評点を算出する。
- ・評価項目8（1）は「0点」又は「6点」の2段階評価とし、（2）はアからウまでそれぞれ「0点」又は「3点」の2段階評価とする。

- ・評価項目9（1）は-10～15点の任意の点数で採点を行い、（2）は「0点」又は「-5点」の2段階評価とする。
- ・財務状況の評価は、選定委員のうち財務に関する有識者は、健康福祉局による外部評価の結果を参考にして評価を行い、その評価結果及びその評価を付けた理由を選定委員会で共有し、財務に関する有識者以外の選定委員は、その評価結果及びその評価を付けた理由を参考にして、各自評価を実施する。

○最低制限基準の設定

- ・応募団体が1団体のみの場合でも、地域ケアプラザの運営の質を確保するため、最低制限基準を満たすことを必要とする。なお、第2回選定委員会の出席委員数に応じて次のとおり取り扱うこととする。

【第2回選定委員会の出席委員数が6人以上の場合】

- ・最低制限基準は、評価項目7～9を除く評価基準項目の合計点（満点290点）に、第2回選定委員会出席委員数から2人除いた委員数を乗じて算出した点数の60%とする。
- ・なお最低制限基準を満たしているかどうかは、第2回選定委員会出席委員のうち、評価項目7～9を含めて最高点をつけた委員及び最低点をつけた委員を除いた委員の、評価項目7～9を除いた採点を合計した点数で比較することとする。
- ・また、最高点をつけた委員が2人以上いる場合又は最低点をつけた委員が2人以上いる場合は、それぞれ1人分の配点のみを最低制限基準から除くこととする。その際は、くじ引きとする。

【第2回選定委員会の出席委員数が6人未満の場合】

- ・最低制限基準は、評価項目7～9を除く評価基準項目の合計点（満点290点）に、第2回選定委員会出席委員数を乗じて算出した点数の60%とする。

○得点について

【第2回選定委員会の出席委員数が6人以上の場合】

- ・各委員が評価基準項目に基づいて採点し、第2回選定委員会において最高点をつけた委員及び最低点をつけた委員を除く残りの委員の採点を合計した点数とする。
- ・なお最高点をつけた委員が2人以上いる場合又は最低点をつけた委員が2人以上いる場合は、それぞれ1人分の採点のみを合計点から除くこととする。その際は、くじ引きとする。

【第2回選定委員会の出席委員数が6人未満の場合】

- ・各委員が評価基準項目に基づいて採点し、各委員の採点を合計した点数とする。

○指定候補者等の決定

選定委員会での得点が最も高い団体を「指定候補者」とし、次に高い団体を「次点候補者」とする。なお、施設に応募したすべての団体が最低制限基準に満たなかった場合は再公募を行う。

同点1位の団体が複数発生した場合の取り扱いについて、次の順で指定候補者を選定する。

- ①採点で最も高い得点をつけた委員が多かった団体
- ②小項目で最低点を入れた委員が少なかった団体
- ③小項目で満点が多かった団体
- ④委員長を含む出席委員による投票
- ⑤委員長を除く出席委員による投票

(委員長)

選定方法及び最低制限基準について、事務局案のとおり行うということでおろしいか。

(委員)

異議なし。

6 面接審査の実施について

(事務局)

次のとおり事務局案を説明

- ・応募団体は、提出した書類を中心にプレゼンテーションを行う。
- ・団体によるプレゼンテーションは15分、質疑応答15分とする。
- ・面接時にAV機器を持ってプレゼンテーションを行うことについては認めるが、事務局ではスクリーンのみを準備し、必要となる機器は応募団体が用意することを条件とする。
- ・委員の質問が終了したら、応募団体は退室し、審査に入る。
- ・審議時、一度仮採点した後に、各委員の仮採点及びその理由等の相互確認による協議を行い、その結果を踏まえて本採点する。

(委員長)

面接審査について、事務局案のとおり行うということでよろしいか。

(委員)

異議なし。

資 料 特 記 事 項	<u>1 資料</u>
	(1) 横浜市青葉区地域ケアプラザの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱 (2) 横浜市青葉区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱 (3) 横浜市たまプラーザ地域ケアプラザの指定管理者の選定について (4) 会議の公開・非公開の考え方（案） (5) 横浜市たまプラーザ地域ケアプラザ公募要項（案） (6) 横浜市たまプラーザ地域ケアプラザ指定管理者の候補者の選定方法及び最低制限基準について（案） (7) 採点表（案）及び評価例 (8) 横浜市たまプラーザ地域ケアプラザ指定管理者応募団体に対する面接審査の実施方法及び指定候補者の選定について（案）

2 特記事項

次回は、令和8年4月23日（木）に開催予定。開催場所は、後日連絡する。

※会議録は、選定委員会で内容の確認を行い、確定します。